

役員選挙規則

特定非営利活動法人
大船ブリッジセンター

(総則)

第1条 理事並びに監事の選挙に関する規定は、定款に定められたものを除き、この規則の定めるところによる。

(立候補の手続き)

第2条 理事並びに監事に立候補する者は、郵送された案内状に示された期限内に、所定の方法で、理事長宛て申し込むものとする。ただし、新しく立候補する者は、正会員5名連記の推薦状を提出するものとする。

(予備選挙)

第3条 理事並びに監事の選任は総会で行うものとし、立候補者が、定款第13条に定めた、理事(5人以上7人以内)及び監事(1人以上2人以内)の定数の上限を超えたときは、予備選挙を行うものとする。

(選挙管理委員会)

第4条 予備選挙を実施する場合、理事会が任命する委員長1名、委員2名からなる、選挙管理委員会を設置する。

(選挙方法)

第5条 予備選挙は正会員全員による、郵便無記名投票で行うものとして、理事は3名連記、監事は1名单記とする。

(開票)

第6条 開票は選挙管理委員会の監督の下に公開で行う。

(当選)

第7条 選挙管理委員会は、立候補者を得票順に並べた予備選挙結果を、理事会に報告する。立候補者を得票順に並べた際、理事あるいは監事、または両方で各々の定数枠上で同数の票を獲得した立候補者が複数ある場合は、選挙管理委員会が抽選により順位をつけるものとする。理事会は予備選挙の結果に基づいて、理事及び監事を総会に推薦する。

以上